#### 静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領

# 第1 目的

この要領は、公共工事の適正な施行を確保するとともに、建設業の健全な発展を図るため、静岡県が発注する公共工事から暴力団の介入を排除する措置について、必要な事項を定める。

#### 第2 指名排除

建設業課長が、組織犯罪対策課長から、「建設業からの暴力団排除に関する連絡協調体制の確立について」(合意書)(以下「合意書」という。)の2(2)又は(3)に基づき、競争入札参加資格者(以下「有資格業者」という。)が、別表の各号に掲げる措置要件の一に該当する旨の通知を受けたときは、交通基盤部長は、別表各号に定めるところにより期間を定めて、当該有資格業者を指名から排除するものとする。

- 2 交通基盤部長は、第2の1の規定により指名から排除する有資格業者を構成員に含む共同企業体についても、当該指名除外の期間と同じ期間、指名から除外するものとする。
- 3 交通基盤部長は、第2の1及び2の規定により指名から排除した場合には、部内各課長及び各かい 長並びに関係部局長に対し、別紙により通知するものとする。

### 第3 指名排除措置の解除

建設業課長が、組織犯罪対策課長から、合意書 2 (4) に基づき、第 2 の 1 又は 2 の規定 (別表の(1) 及び(4) の措置要件に該当する場合に限る。) により指名から排除した有資格業者が、当該別表の措置 要件に該当しなくなった旨の通知を受けたときは、交通基盤部長は、指名からの排除措置を解除するものとする。

2 交通基盤部長は、第3の1の規定により指名からの除外措置を解除した場合には、部内各課長及び 各かい長並びに関係部局長に対し、別紙により通知するものとする。

# 附 則

- 1 この要領は、平成5年8月1日から施行する。
- 2 静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領(昭和63年4月1日施行)は、廃止する。

## 附 則

この改正は、平成24年1月25日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

| 措置要件  | 期間   |
|---|--|
| (1) 有資格業者の経営者等(法人の場合は、法人の非常勤を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)又は経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であるとき。     | 当該認定をした日から6箇月以上<br>12箇月以内<br>ただし、期間満了時に改善されてい<br>ない場合は、再度指名排除の措置を行<br>う。 |
| (2) 有資格業者の経営者等又は経営に事実上参加している者が、不正に暴力団関係者を使用したとき。 (3) 有資格業者の経営者等又は経営に事実上参加している者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えたとき。 | 当該認定をした日から2箇月以上<br>6箇月以内   |
| (4) 有資格業者の経営者等又は経営に事実上参加している者が、暴力団関係者と密接な交際等を有しているとき。   | 当該認定をした日から1箇月以上<br>3箇月以内<br>ただし、期間満了時に改善されてい<br>ない場合は、再度指名排除の措置を行<br>う。  |

第号平成年月日

部内各課長 部内各かい長 様 関係部局長

交通基盤部長

# 公共工事からの指名排除(措置の解除)について

このことについて、静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領第 の に基づき下記のとおり指名から 排除(指名からの排除措置を解除)したので通知します。

記

| 商号又は名称                    |   |
|---------------------------|---|
| 代 表 者 氏 名                 |   |
| 許 可 番 号                   |   |
| 営業所所在地                    |   |
| 指名からの排除期間                 |   |
| (指名排除措置の解除日)              |   |
| 指名からの排除理由<br>(指名排除措置の解除理由 | ) |